

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則をここに公布する。

平成20年 8月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第75号

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において、医学を専攻する者(緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠(以下「特別養成枠」という。)により入学した者に限る。)で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「勤務命令病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学に必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

(奨学金の借受者の資格)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

- (1) 高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業した者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 卒業した高等学校が県内の高等学校である者
 - イ 出生地が県内である者又は県内に本籍若しくは住所を有する者
 - ウ 保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の出生地が県内である者又は保護者が県内に本籍若しくは住所を有する者
 - エ 鳥取県との関係がイ又はウに掲げる者と同等程度に密接であると知事が認める者
- (2) 鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。
- (3) 将来勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。
- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

(奨学金の額等)

第3条 奨学金の額は、月額15万円とする。

- 2 奨学金の貸付期間は、鳥取大学に入学した日の属する月から鳥取大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、奨学金の貸付額の総額は、奨学金の月額の72月分を限度とする。
- 3 知事は、奨学金を毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ奨学金の月額の6月分をまとめて貸し付けるものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができるものとする。
- 4 奨学金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には保護者、成年者である場合には父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
 - (2) 鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付推薦書(様式第3号)
 - (3) 第2条第1号に定める資格を証する書面であって、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるもの
-

高等学校に在学する者	高等学校の在学証明書 県外の高等学校に在学する者にあつては、住民票の写し、戸籍抄本その他第2条第1号イからエまでのいずれかに該当することを明らかにすることができる書類
高等学校を卒業した者	高等学校の卒業証明書 県外の高等学校を卒業した者にあつては、住民票の写し、戸籍抄本その他第2条第1号イからエまでのいずれかに該当することを明らかにすることができる書類

- 2 前項の申請を行うことのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 高等学校に在学する者であつて、申請を行う年度に当該高等学校を卒業する見込みであり、かつ、当該年度に鳥取大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの
 - (2) 高等学校を卒業した日から2年を経過しない者であつて、申請を行う年度に鳥取大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの
- 3 第1項の申請は、鳥取大学へ入学願書を提出する前に行わなければならない。
- (貸付予定の決定及び通知)
- 第6条 知事は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、申請者について、申請のあつた日の属する年度の翌年度の4月30日までに第2条各号に掲げる要件のすべてを備える見込みがあると認めるときは、貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。この場合において、知事は、申請者が県内の高等学校に在学する者であるときは、その者が在学する高等学校の長に対しても、その旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項前段の通知を受けた者(以下「貸付予定者」という。)が当該通知を受けた日の属する年度の翌年度に鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学できなかったときは、前項の決定を取り消すものとする。
- 3 知事は、前項の規定により貸付予定の決定を取り消したときは、その旨及び奨学金を貸し付けない旨を当該貸付予定の決定を取り消された者に通知するものとする。
- 4 貸付予定者は、鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学したときは、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付予定者進学届出書(様式第4号)に在学証明書を添えて、第1項前段の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、知事に提出しなければならない。
- (貸付けの決定及び通知)
- 第7条 知事は、前条第4項の届出書の提出があつたときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。
- (貸付けの終了)
- 第8条 知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が通算して奨学金の月額72月分に達したときは、これらに該当することとなつた月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生(前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)に対してその旨を通知するものとする。
- (貸付けの打ち切り及び休止)
- 第9条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなつた日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、当該打ち切られた月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。
- (1) 退学(転学部、転学科を含む。)したとき、又は除籍となつたとき。
 - (2) 学業成績又は性行が著しく不良となつたとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められたとき。
- 2 奨学生が30日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月

の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第10条 奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに鳥取県緊急医師確保対策奨学金借用証書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。

(1) 第9条第1項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2) 鳥取大学を卒業した日から起算して2年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格しなかったとき。

(3) 医師国家試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用されなかったとき。

(4) 医師国家試験に合格した後、直ちに臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき。

(5) 医師として県職員に採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間(知事が必要と認める期間に限る。)に相当する期間を控除した期間とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を終了する日までの間にあっては、当該研修)に従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の免除)

第12条 奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2 条例の規定による奨学金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還免除申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の免除をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1) 奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き鳥取大学に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めるとき。

2 前項の規定による奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還猶予申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の履行の猶予をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第14条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算し

た金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生氏名(住所)変更届(様式第8号)
 - (2) 休学したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生休学届(様式第9号)
 - (3) 停学又は除籍の処分を受けたとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生停学(除籍)届(様式第10号)
 - (4) 復学したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生復学届(様式第11号)
 - (5) 退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生退学(転学部、転学科)届(様式第12号)
 - (6) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第13号)
- 2 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生死亡届(様式第14号)を知事に提出しなければならない。
- 3 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)変更届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による奨学金の貸付けの申請、第6条の規定による奨学金の貸付予定の決定及び同条の規定によるその旨の通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付申請書

職 氏 名 様

鳥取県緊急医師確保対策奨学金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

卒業(在学)高等学校名	
課程・学年 (高等学校在学者のみ)	
卒業年次 (高等学校卒業者のみ)	年 月卒
借受者資格要件 (該当する資格の 中に ✓ 印を付けてくだ さい。)	県内の高等学校卒業者(卒業見込み者) 県外の高等学校卒業者(卒業見込み者) (具体的な内容)
貸付希望期間	年 月分から 年 月分まで

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
氏名 ④
本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が奨学金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。

保証人 住所
氏名 ④
本人との関係

様式第2号(第5条関係)

誓約書

職 氏 名 様

奨学生として決定された上は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後は鳥取県の地域医療に貢献することを誓います。

年 月 日

住所
氏名 ④
年 月 日生

様式第3号(第5条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付推薦書

奨学金申請者の氏名	
学校名・学科	
卒業年次	年 月 (卒業見込 ・ 卒業)
成績概評	
人物概評	
その他推薦の参考事項	
<p>職 氏 名 様</p> <p>上記の者は、貴県の奨学生として適当な者と認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>高 等 学 校 名</p> <p>推 薦 者 職 ・ 氏 名 印</p>	

様式第4号(第6条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付予定者進学届出書

職 氏 名 様

鳥取大学医学部医学科に特別養成枠により入学したので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。
なお、他に貸与又は給与を受ける奨学金は、次のとおりです。

年 月 日

貸付予定者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

他の奨学金の貸与・給与の有無（いずれかにを付けるとともに、有の場合は、奨学金の名称と貸与者を記入してください。）	有 ・ 無 (有 の 場 合)	
	奨学金の名称	
	奨学金の貸与者	

添付書類 在学証明書

様式第5号（第10条関係）

収 入
印 紙

鳥取県緊急医師確保対策奨学金借用証書

職 氏 名 様

借用金額

金

円也

私は、奨学生として上記の額の奨学金の貸付けを受けました。

ついては、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

私は、
が奨学生として奨学金の貸付けを受けましたので、上記の奨学金返還債務を、奨学生と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

私は、上記の奨学生及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

様式第6号(第12条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還免除申請書

職 氏 名 様

鳥取県緊急医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

決定番号	第 号
借受期間	年 月から 年 月まで
借受総額	円

返還免除希望額	円
理 由	

様式第7号(第13条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県緊急医師確保対策奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

決 定 番 号	第 号
借 受 額	円
希望の返還猶予期間	年 月から 年 月まで
理 由	

様式第8号(第15条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生氏名(住所)変更届

職 氏 名 様

氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第9号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生休学届

職 氏 名 様

鳥取大学を休学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
休 学 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

様式第10号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生停学（除籍）届

職 氏 名 様

鳥取大学を停学（除籍）となりましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
停学又は除籍の区分 (いずれかに を付 け、必要事項を記入 してください。)	除 籍 (除籍年月日: 年 月 日)
	停 学 (年 月 日から 年 月 日まで)
理 由	

様式第11号 (第15条関係)

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生復学届

職 氏 名 様

鳥取大学に復学しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
学 年	第 学年
復 学 年 月 日	年 月 日

休学開始年月日	年	月	日
---------	---	---	---

添付書類 大学の長が発行する復学証明書

様式第12号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生退学（転学部、転学科）届

職 氏 名 様

鳥取大学を退学（転学部、転学科）しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

決 定 番 号	第 号
退学（転学部、転学科） 時の学年	第 学年
退学（転学部、転学科） 年月日	年 月 日

様式第13号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）が氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

郵便番号	
------	--

新	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第14号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

氏 名	
決定番号	第 号
就業の場所	
死亡年月日	年 月 日

添付書類 奨学生の死亡を証する書類

様式第15号（第15条関係）

鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人（保証人）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 決定番号 第 号
郵便番号
住 所

氏 名
電話番号

㊞

旧連帯保証人 (旧保証人)	住 所	
	氏 名	
新連帯保証人 (新保証人)	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
新連帯保証人(新保証人)と 本人との続柄		
変 更 年 月 日		年 月 日

奨学金の返還に係る債務を奨学生と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名

㊞

上記の本人及び連帯保証人が奨学金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 氏名

㊞